

仕 様 書

1. 調達件名

ICMRA サミット対面会合及び二国間会合における日英通訳業務の委託

2. 目的

令和4年11月にアイルランド（ダブリン）で開催される ICMRA（International Coalition of Medicines Regulatory Authorities）サミット対面会合及び二国間会合において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」）からの出席者3名を支援するため、日英同時・逐次通訳業務の委託を行う。

3. 委託業務の内容

- (1) 通訳者は、医薬品及び医療機器の薬事規制並びに薬事行政の用語に精通し、科学的及び行政的に正確でわかりやすい通訳を行えること。
- (2) 11月7日（月）から11月9日（水）に通訳者2名を手配し、出席者3名の業務が滞りなく実施できる体制で、ICMRA サミット対面会合（下表②、④）では同時通訳、二国間会合（ICMRA 会合の開催がない時間帯に実施）（下表①、③、⑤）では逐次通訳を行うこと（ただし、3名は一団となって行動する前提で良い）。

なお、ICMRA サミット対面会合では、海外からの発言及び講演について英日の同時通訳を行うことに加え、一部の質疑応答について日英の逐次通訳を行う場合がある。また、現時点では下表のとおり日程及び拘束時間を想定しているが、二国間会合については現時点で各日の実施件数が未定のため、実施件数の増減及び拘束時間延長等の可能性がある。

日程	11月7日（月）	11月8日（火）	11月9日（水）
	アイルランド・ダブリン		
内容	<二国間会合> ① 3~4件	<ICMRA> ② サミットセッション <二国間会合> ③ 1~2件	<ICMRA> ④ Plenary 会合 <二国間会合> ⑤ 1~2件
時間	① 7:00~19:00のうち、1件1~1.5時間を予定	② 8:00~18:15 ③ 7:00~19:00のうち、1件1~1.5時間を予定	④ 8:00~18:00 ⑤ 7:00~19:00のうち、1件1~1.5時間を予定

※ 時間については現段階のもので、微変更の可能性あり

- (3) 同時通訳は簡易同時通訳機器を用いて行う。同時通訳者用の送信機2台及び出席者3名分の受信機+予備1台を準備すること。

4. 契約条件

- (1) 契約単価は、通訳者費用については通訳者 1 名 1 時間あたりの単価とし、通訳機器・通訳者の旅費、新型コロナウイルス検査費用等の経費については一式とする。なお、経費の実費が契約価格を超過した場合の差額の支払いは行わない。拘束時間が 1 時間未満の場合は、切り上げて換算する。
- (2) 上に掲げる表よりも 1 日あたりの拘束時間が短くなった場合であっても、記載している拘束時間にて精算を行う。
- (3) 当日、通訳者の拘束時間が 1 日 8 時間を超えた場合には、通訳者費用の時間単価に 100 分の 125 (小数点以下切捨て) を乗じて得た額に超過時間 (1 時間単位、1 時間未満切上げ) を乗じた代金を支払うこととする。
- (4) 延長により 22 時を超過した場合は、前項の 100 分の 125 を 100 分の 150 に読みかえる。
- (5) 業務完了後、契約期間の末日までに業務完了報告書を国際部宛てに提出すること。

5. 履行場所

アイルランド・ダブリン : Rui Plaza, Gresham Hotel Dublin

6. 契約期間

契約を締結した日～令和 4 年 12 月 28 日 (水)

7. 受託者の要件

- (1) 過去 5 年間に、複数の薬事・薬学分野の団体への日英通訳派遣実績を有していること。
- (2) 派遣の通訳者 (不測の事態に伴う代理の通訳者も含む) が以下に掲げる要件を全て満たすこと。
 - 国際会議、学会、セミナー等での同時通訳の経験が 10 年以上の実績を有すること
 - 一般的な行政用語に加え、医薬品及び医療機器等に関する行政用語にも日英ともに精通していること
 - 科学的及び行政的に正確でわかりやすい日英同時通訳を行えること
 - 規制当局の長官級等のハイレベルなメンバーとの会話に適した英語の語彙や言い回しを用いた通訳が行えること
 - やり取りの内容を漏れなく同時通訳できること
 - 通訳機材の取扱いに精通しており会場の音響状況や機材の技術的トラブルに適切に対処できること
- (3) 通訳者の能力・適性等を適切に把握し、無理なくかつ効率的な派遣計画に基づ

き、上記（２）に示す通訳者を手配できること。

- （４）通訳者間、社内の連絡体制が緊密であり、機構からの指示等に迅速かつ正確に対応できること。
- （５）不測の事態があっても、代理の通訳者を準備できるなど、リスク管理体制が整っていること。
- （６）通訳者において、業務を滞りなく実施するために必要な新型コロナウイルス対策が取られていること。新型コロナウイルス対策として、アイルランド政府もしくは ICMRA 事務局等から求められることが想定される対策は、過去の類似の会合の事例から以下のとおり。
 - ワクチン接種証明書を提出すること
 - 陰性証明書を提出すること
 - アイルランド国内で COVID-19 の症状が出た場合には、Health Service Executive (HSE) のガイダンスに従うことなお、陰性証明書の発行等により発生した費用については受託者の負担とする。今後の感染状況により、ICMRA 事務局等より追加の指示があった場合には、連絡が届き次第機構より受託者へ連絡する。

8. 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。

9. 機密保持

受託者（受託者が本受託業務の目的で派遣する通訳者を含む）は、本受託業務実施の過程で知り得た情報を本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。

受託者は「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。

10. 発生した著作権等の帰属

本受託業務によって受託者（受託者が本受託業務の目的で派遣する通訳者を含む）が制作した成果物及び成果物制作のために作成された著作物の著作権及び所有権等は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含めて機構に帰属すること。

11. その他

本仕様書に掲げる事項の他、本業務を遂行するために必要な事項については、機構担当者との協議のうえ、指示に従うこととする。

12. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

国際部 富樫 美賀、北崎 奈々子、犬塚 大翔

電話： 03-3506-9456

FAX： 03-3506-9417

Email: training-tuyaku●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため●を半角のアットマークに変えてください。